明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二四一）　二

○自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令（二四二）　二

〔省　令〕

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令（**総務**五七）　三

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令（**文部科学・原子力規制委**一）　三

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二五四）　三

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一二）　四

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**一三）　四

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一八九）　四

○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**八二三）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**八二四～八二八）　五

○高速自動車国道に関する件（**同**八二九）　五

○不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業を行う者の代表者の氏名の変更の届出があった件（**同**八三〇）　七

○国土調査の実施に関する公示（**同**八三一）　七

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**五三）　八

○道路に関する件（**東北地方整備局**七四、七五）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**一六九～一七二）　八

○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**四八、四九）　九

○都市公園の供用を開始する件（**中部地方整備局**八〇）　九

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一一七）　九

○道路に関する件（**北海道開発局**七九～八一）　九

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（**東京都公安委**二五一）　九

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（**大阪府公安委**八一）　一〇

〔人事異動〕

内閣　郵政民営化委員会事務局　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　内閣法制局　内閣府　復興庁　最高裁判所　二

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　二

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、税理士懲戒処分関係　三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三

会社その他　三七

本号で公布された法令のあらまし

◇特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二四一号）（文部科学省）

1　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三八号）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令（政令第二四二号）（国土交通省）

1　自動車損害賠償保障法第一〇条の政令で定める者に次に掲げる者を加え、同条の政令で定める業務に次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める業務を加えることとした。（第一条の二関係）

㈠　オーストラリア軍隊　その任務の遂行に必要な業務

㈡　英国軍隊　その任務の遂行に必要な業務

2　この政令は、一部の規定を除き、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律の施行の日から施行することとした。